

埼玉県総務部統計課 会計年度任用職員募集要項 (令和8年 社会生活基本調査 事務補助)

次のとおり、会計年度任用職員(社会生活基本調査事務補助)を募集します。

1 職務内容

- (1) 社会生活基本調査の調査票等の内容確認
 - (2) 社会生活基本調査の調査票等の書類整理・梱包・運搬
 - (3) その他の業務の事務補助
- (変更の範囲) 変更なし

2 応募資格

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1) 膨大な量の調査票の内容のチェックなど、細かい作業を正確に行うことが可能であること
- (2) コミュニケーション能力や協調性に優れていること

4 採用予定者数

4人

5 勤務条件

- (1) 任用期間
令和8年11月11日から令和8年12月10日まで
- (2) 勤務日数・勤務時間
勤務日数 18 日間
勤務時間 午前9時20分～午後4時00分(休憩時間を除き 5時間40分)
※休憩時間:正午～午後1時(60分)
- (3) 休日
土曜日、日曜日、国民の祝日、11月18日(水)、12月8日(火)、12月9日(水)

- (4) 休暇
年次有給休暇なし、その他は県の規定によります。
- (5) 条件付採用期間
採用の日から実際に勤務した日数が15日に達するまで。
(労働条件は正式採用時と同様です。)
- (6) 報酬
日額:7,700 円～9,150 円
(時間額:1, 359円～1, 615円)
※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。
- (7) 交通費
別途支給(県の規定によります。)
※通勤距離の片道が2km 未満の場合等には支給されません。
- (8) 期末勤勉手当
原則支給対象外
※今年度の埼玉県での勤務経験により支給される場合があります。
- (9) 加入保険等
健康保険・厚生年金保険・雇用保険なし
公務災害補償あり
- (10) 勤務地
埼玉会館 5B会議室
所在地:〒330―8518 さいたま市浦和区高砂3―1―4
(変更の範囲) 変更なし

※「5 勤務条件」については、採用までに県の関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

- (1) 応募書類
 - ① 履歴書(第7号様式:写真貼付)
 - ② 身上書(第8号様式)
 - ③ 職務経歴書(様式自由)※ 応募書類の返却はいたしません。
- (2) 申込方法
事前に電話連絡の上、(1)の応募書類を、埼玉県総務部統計課人口統計担当まで、持参または簡易書留で郵送してください。提出先は次のとおりです。
〒330―9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3―15―1
埼玉県総務部統計課 人口統計担当

- ※ 封筒の表面には「統計課人口統計担当 会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
 - ※ 普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。
 - ※ 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。
- (3) 申込受付期間
- 令和8年8月31日(月)～令和8年9月9日(水)
- ※ 応募者多数の場合は、9月9日(水)より前に募集を中止します。応募される方は、事前に電話連絡の上、応募書類を御用意ください。

7 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。結果は、書類受付終了後、応募者全員に電話または求職者マイページで連絡します。

(2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁周辺の会場で令和8年9月25日(金)もしくは9月28日(月)に実施することを予定しております。詳細については、第一次審査を通過した方に連絡します。

なお、応募書類の返却はしておりません。

(3) 最終合格

面接後1週間以内に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎2階)

担 当: 総務部統計課 人口統計担当 内田、佐藤

電 話: 048-830-2314